

# 百条委員会 終了へ

令和5年4月13日に開催された臨時議会において、学校建設に関する調査特別委員会（百条委員会）の委員長より調査を終了とする旨の報告が行われました。

## 総括

再発防止の観点から、業者選定方法並びに選定結果の公表等に関して透明性と客観性を確保するため、下記の事項に関して改善を強く求めるものである。

### ① 選考委員の選任規定を設けること

プロポーザル方式契約事務運用ガイドラインにおいて委員を選任する場合、誰がどのように選出をするかの規定がなく、明確な規定を設けるべき。

### ② 入札参加申込者が1者のみとなる場合を回避すること

プロポーザル方式における業者選定において、選定業者が1者のみになった場合は競争の原理を保つためにも再公募することに見直すべき。

### ③ プロポーザル方式による選考基準を整備すること

プロポーザル方式契約事務運用ガイドラインと併せてプロポーザル契約に関する規定を新たに整備し、その対象、選考基準、選定委員会の構成、選考委員選任及び結果の公表等について明確にし、運用していくべき。

### ④ プロポーザル方式契約事務運用ガイドライン及び規定の客観性を確保すること

より客観的で公平な結果となるように、実施の基準（審査方法・採点方法等）についても、あらかじめ大まかな枠組みを定めておくのが望ましい。事後にプロポーザル方式契約事務運用ガイドラインが設けられているが、更なる改善を求める。

### ⑤ 情報公開の改善を求める

委員名はアルファベット表記、業者名も伏せたままで審査したとのことであるので、具体的な採点内容を情報公開しても問題が生じるとは考えられない。情報公開の更なる改善が必要である。

### ⑥ アンケート調査の回答から次のように改善を求める

業者の目標設定の妥当性や根拠を厳密に採点すべき。また、契約不履行によるペナルティ算定額が妥当か検証すべき。かつ、顔が見えない形で審査（完全書面、メールでの質疑応答など）が必要。

### ⑦ 今回の事業において、客観的な評価・検証を求める

今回の義務教育学校施設整備事業における、計画立案とデザインビルド方式かつプロポーザル方式による業者選定の妥当性について客観的な評価・検証を求める。

長期にわたって調査を行い、最善を尽くしましたが、百条委員会の調査権の限界もあり、これで本特別委員会の調査を終了することといたします。